

Q1 編入学手続きに必要な書類や手続きの流れを教えてください。

A1 当校ウェブサイトの編入学案内をご確認ください。

編入学案内 <https://www.sjs.edu.sg/entry>

お手続きの流れ <https://www.sjs.edu.sg/entry#yoko>

Q2 編入学手続きを代理人（会社同僚、エージェント等）が行うことは可能ですか？

A2 代理人による手続き代行はお受けできません。

編入学手続きは保護者の方が責任をもって行ってください。

ただし手続きにおいて寄付金や校納金等のお支払いについてお勤め先と連絡をとる場合がございます。

Q3 オンライン願書はいつ頃申し込みすればよいのでしょうか？

A3 編入学願書は随時受付けております。

願書申し込みに必要な書類が揃い次第、お早めにお申し込みください。

願書申し込みに必要な書類が揃っていない場合でも、編入学希望日 1 か月前を目途にオンライン願書をお申し込みください。その際、未入手書類については「未入手」「***」等ご入力頂くことで仮申込が可能となります。

特に、各学期始業式、ゴールデンウィーク明けからの編入を希望される場合、長期休暇前の願書提出にご協力ください。

1 か月前を過ぎても随時受付を行っておりますが、願書申し込みが遅れた場合、希望する編入日までに手続き完了できない可能性が高くなることをご承知おきください。

Q4 オンライン願書申込から編入学手続き完了までどのくらいの時間がかかりますか？

A4 ご家庭の状況により異なります。

オンライン願書の内容を確認し、個別に対応をさせていただきます。

オンライン願書を頂戴しないと、当校としても対応出来る場合がございますので早目の申し込みをお願い致します。

Q5 オンライン願書申込後に届く「編入学に必要な書類」の郵送先をシンガポールの会社に変更することは可能ですか？

A5 可能です。オンライン願書をお申込み後、お問い合わせフォームよりご連絡ください。

ただし、編入学に必要な書類は願書受理後（全ての必要書類が揃い、必要事項の確認が終了した後）の発送となります。未提出書類や未確認事項がある状態での書類発送はできません。

また、メールでの書類添付や日本等シンガポール国外への書類発送については、対応できないことをご了承ください。

Q6 オンライン願書申込後に届く「編入学に必要な書類」の提出はメール添付や郵送でも可能ですか？

A6 書類原本のご提出が必要となるため、メール添付でのご提出は受け付けできません。また、書類不足や不備等を防ぐため、郵送や代理人によるご提出も受け付けておりません。必ず保護者の方がご来校頂いた上で書類提出をお願いいたします。

Q7 編入学に必要な費用の支払い方法について教えてください。

A7 校納金および通学バスについては、銀行振込または小切手でのお支払いとなっております。支払方法詳細についてはオンライン願書申し込み後に個別にご案内いたします。寄付金については、企業寄付金または個人寄付金によってお支払い方法が異なりますので、編入学お手続きの際に担当よりご案内いたします。

Q8 定員はありますか？

A8 小学部（普通級）および中学部メインストリームクラスの定員は設けておりません。入学要件を満たし、所定の編入学手続きが完了されましたら、3営業日後よりご通学が可能です。ただし、特別な配慮を必要とされるお子様については別途ご相談いただく必要がございますので、事前にお問い合わせください。
< 中学部 >
グローバルクラスをご希望の場合、定員がございます。中学部ホームページにてグローバルクラス受け入れ状況をご確認ください。

Q9 シンガポールでの住まいが決まっています。仮住まい先から通学はできますか？

A9 仮住まい（ホテル、サービスアパートメント等）からの通学は可能です。本住まいが決定しましたら、「転居・通学バス変更届」をご提出ください。各種届・変更届（当校ウェブサイト） <https://www.sjs.edu.sg/documents>

なお、当校小学部は学区制のため越境通学は原則認めておりません。ただし、仮住まいから短期間の越境通学の場合、通学先キャンパスの校長承認が得られれば、学区外からの通学が可能です。事前にご相談ください。

Q10 現在通っている日本の学校にお願いすることはありますか？

A10 前籍校（現在ご通学されている日本の学校/第3国の日本人学校）より以下の書類を受け取っていただき、編入学初日に本校担当者へご提出ください。

- (1) 指導要録（写）または、指導要録抄本
- (2) 健康診断票（一般・歯牙）

※日本国内では学校間で受け渡しを行う書類になりますが、海外の学校ということもあり、保護者様を通じての受け渡しをお願いしている旨、前籍校にお伝えいただき、書類の作成を依頼してください。

※前籍校によっては、本校へ直接郵送される場合や、郵送に際して、本校発行の入学通知書を希望される場合もございます。
このような前籍校の対応により、(1) (2) の書類を持参できない場合は、編入学初日に本校担当者にその旨をお伝えください。

なお、日本の学校に籍を置いたまま日本人学校に編入はできませんので、ご注意願います。

Q11 現在通っている日本の学校の最終在籍日はいつにすればよいですか？
また、シンガポール日本人学校の在籍はいつからとなりますか？

A11 在外教育施設である当校へは日本国内の転出・転入という手続きと異なり、現在籍校を「退学」、日本人学校へ「編入学」という扱いになります。
ご通学中の学校の最終登校日が原則として最終在籍日となり、当校への初日登校日が在籍初日となります。
そのため、就学期間に空白が生じることがありますが、当校への編入学については受付可能です。
日本の在籍学校からお問い合わせを受けている場合は、当校に直接連絡をとっていただくようお願いください。

Q12 学校見学はできますか？

A12 本校は多くの児童生徒が就学している教育施設であり、セキュリティ上の理由から、小学部・中学部共に学校見学はご遠慮頂いております。
学校生活全般については、[『シンガポール日本人学校生活全般についてのご案内』](#) および各校ウェブサイトをご覧ください。